

IFRSをめぐる動向 第68回 「共通支配下の企業結合」に関するリサーチ・プロジェクト

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、2011年にIASBが実施したアジェンダ協議の結果、優先項目の一つとされた「共通支配下の企業結合」に関するリサーチ・プロジェクト(以下、本プロジェクト)について、2014年9月までのIASBの検討状況を紹介します。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

2. 背景

(1)問題の所在

IFRS第3号「企業結合」では、共通支配下の企業結合について、「すべての結合企業または結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合をいう」(IFRS第3号項B1項)と定義しています。

一方でIFRS第3号2項において、共通支配下の企業結合についてはIFRS第3号を適用しないと定めているだけで、IFRSでは共通支配下の企業結合にかかる会計処理について、明確なガイダンスは現在のところ提供されていません。そのため、共通支配下の企業結合に関しては、実務上多様な会計処理が行われているとも言われており、その会計処理を整理・決定する必要があると考えられています。

また共通支配下の企業結合には、グループ内の再編や事業の分離・統合など様々なケースが考えられ、どのようなケースに被取得企業の従前の帳簿価額を継続して使用し、どのようなケースに公正価値等の新たな価額を使用するのか、などの点も検討が必要であると言われていきます。そのほか関連するトピックとして、いわゆる「プッシュ・ダウン会計(被取得企業の個別財務諸表における資産・負債の価額について、取得企業の評価額を用いる会計手法)」と呼ばれる会計手法の適用を検討することの可否についても、本論点における研究課題の一つと考えられています。

(2)リサーチ・プロジェクトの経緯

上述のとおりIFRS第3号では、共通支配下の企業結合についてその適用範囲から除外されており、かかる会計処理も定められていませんが、2004年にIFRS第3号が公表された当時から、

本論点については企業結合プロジェクトの第2フェーズ以降での検討課題とされ、2007年12月には、正式にアジェンダへ追加され検討が開始されていました。金融危機の影響でIASBの基準開発にかかる優先順位に変更が生じたため、2009年には一時検討が保留されることとなったものの、2011年のアジェンダ協議において、財務諸表利用者を含めた多くの回答者から優先順位の高い項目とされました。その後、2012年12月に公表されたアジェンダ協議のフィードバックコメントで、改めて短期・中期に対応すべき「リサーチ・プロジェクト」の一つに含められ、調査・研究が再開されることになりました。

3. IASBにおける検討状況

(1) リサーチ・プロジェクトの進捗状況

アジェンダ協議 2011 とそのフィードバックコメントを受け、2013年からリサーチ・プロジェクトとして本格的な調査が開始され、以下のペーパー等に基づいてディスカッションを中心とした初期調査研究の概要の調査等が行われました。

・欧州財務報告諮問グループ(European Financial Reporting Advisory Group:EFRAG)とイタリアの会計基準設定主体(Organismo Italiano di Contabilita:OIC)が2011年10月に共同で公表したディスカッション・ペーパー「共通支配下における企業結合の会計処理」

・韓国の基準設定主体(Korean Accounting Standards Board:KASB)が2012年12月に作成した資料「共通支配下の取引」

また、検討すべきサブトピックとして、新規株式公開(IPO)を前提とした事業の再編(IPO成功後に親会社が支配を喪失する様なケース)があげられるなど、論点の整理が進められました。これらの検討結果も踏まえたうえで、2014年6月には本プロジェクトの範囲について審議が行われました。審議の結果、本プロジェクトでは次の事項を検討すべきであると仮決定されています。

①現在IFRS第3号の範囲から除外されている共通支配下の企業結合

②グループ再編

③共通支配下の企業結合について「共通支配」の意味も含めた記述の明確化

また、IASBは、前述のIPOを前提とした事業の再編のように、第三者が関与する取引の検討を優先することについて仮決定しています。これは証券規制当局にとって特に関心のある領域とされていたことを背景に含められたものです。

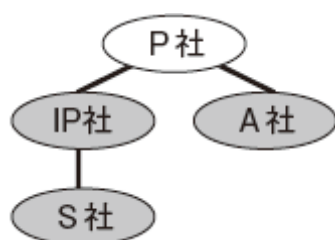
一方で、本プロジェクトの範囲に含めるべきか検討の対象となっていた、移転価格やニュー・ベース会計(同一の報告企業において資産と負債を新たな会計基礎によって会計処理する考え方)といった諸問題については、この段階で取り上げることはしないとされました^①。

なお、IASBのスタッフは、本プロジェクトの検討範囲の明確化のため、2014年6月のIASB会議におけるスタッフ・ペーパーの中で、種々の組織再編取引が「共通支配下の企業結合」に該当するかどうかを説明した3つの例示を示しています。

以下ではその3つの例示の概要について紹介します。これらの例示の対象としている取引は、上記の仮決定の通り、本プロジェクトの検討の範囲に含まれることになります。

〈前提〉

- ・P社は子会社IP社とA社を支配しており、S社はIP社の子会社である。
- ・S社は2つの事業を展開しており、そのうち「S1事業」についてS社から分離する。



【例示1-グループ再編】

IP社が子会社S社のS1事業を新会社S1社に分離する。

【例示2-共通支配下の企業結合】

IP社が子会社S社のS1事業を、兄弟会社A社が設立したS1社に譲渡する。

【例示3-一般株主へのスピンオフ】

IP社がS1事業を一般株主が設立したS1社に譲渡する。

【例示1-グループ再編】

⇒共通支配下の企業結合ではない

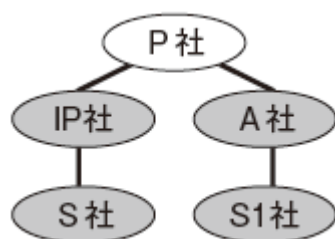


IP社が継続して分離した事業を支配しているため、共通支配下の取引ではある。

しかし、結合企業または結合事業がなく、企業結合（事業に対する支配を獲得する取引）ではない。

【例示2-共通支配下の企業結合】

⇒ 共通支配下の企業結合である

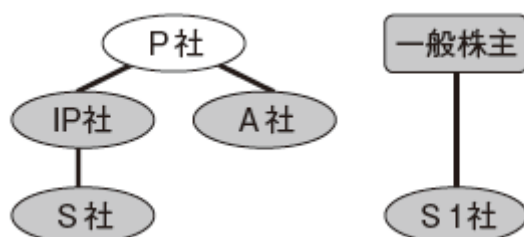


A社はS1事業を取得しており、企業または事業を結合している。

取引の前後共にP社が継続して分離した事業を支配していることから、共通支配下の企業結合である。

【例示3—一般株主へのスピンオフ】

⇒ 共通支配下の企業結合ではない



分離した事業を支配する主体が取引の前後で同一ではない(P社から一般株主に移動)ため、共通支配下の取引ではない。

今後、本プロジェクトの調査研究が進められていくにあたっては、上記の例示に関連して次のような点が重要な論点になっていくものと考えられます。

- ・共通支配下の企業結合における取得企業(例示2のA社)は、連結財務諸表・個別財務諸表それぞれで、どのように会計処理すべきか(取得法が良いか、簿価引継ぎが良いか、あるいはその他の会計処理が良いか)
- ・企業結合ではないグループ再編における中間親会社(例示1のIP社)は、分離した事業(S1社)について、どのように会計処理すべきか(公正価値で再測定することは妥当かどうか)
- ・共通支配下の企業結合における被取得企業(例示2のS1社)の観点から会計処理を検討する必要性はあるか

(2) 今後の予定と検討課題

IASBでは2014年6月の審議以降、本プロジェクトに関して、各国・地域の基準設定主体に対するアウト・リーチ活動が行われました。また、企業がIPOを実施した際に、財務情報をどのよう

に報告するかに関する各国制度上の要求事項について意見が求められました。ほかにも特殊なケースとして、IPO を実施するための準備の一環でグループ再編が行われた場合の報告上の要求事項について意見が求められました。情報収集の目的は、いまある要求事項の文書化と実務に関する多様性の評価であり、IASB ではこのアウト・リーチ活動の結果、本論点に関する報告上の多様性は存在しているであろうとしています。

また、2014 年6月の審議事項に関する IASB のコメント募集は 2014 年8月 25 日までとされていましたが、回答者からは 13 件のコメントが寄せられており、これらの要約と分析が 2014 年 10 月開催の審議会で審議される予定です。

① プッシュ・ダウン会計に関しては、IASB から明示的にコメントされていませんが、ニュー・ベークス会計の一つと言えることから、本プロジェクトにおいて直ちに検討対象となるという状況ではないと考えられます。